

# 子どもの相談・支援体制の充実

## 「こねくと」開設

10月1日、総合福祉交流センター・スマイル内に、児童相談所の補完的な役割を担う県の児童家庭支援センター「こねくと」がオープンしました。あわせて、

市は仁賀保育舎にあつた子育て支援課をスマイル内に移転し、子育て環境のさらなる充実を目指して「子ども家庭総合支援拠点」を開設しました。

また、市は3年前から金浦保健センター内に子育て世代包括支援センター（ネウボラ）「あのね」を設置するなど、子育てに関する相談並びに支援体制の整備を進めてきました。

## 3つのセンターの違い

はじめに「児童家庭支援センター『こねくと』」についてです。

設置主体は秋田県になります。児童福祉法に定められたこの施設は、不登校や発達遅滞から児童虐待にいたるまで、子育てに関わるあらゆる事柄の相談窓口になります。運営は社会福祉法人みそのが行い、由利本荘・にかほ地域での児童相談所のサテライト機能を果たしていくことになります。

二つ目に「子ども家庭総合支援拠点」についてです。

これは子育て支援課にあつた家庭児童相談室を機能強化させたものです。対象は0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭および妊娠婦等です。特徴は在宅を軸にした支援を行うほか、要支援・

要保護児童等への継続的な家庭支援を主な支援内容の一つとしているところです。

三つ目に「子育て世代包括支援センター『あのね』」についてです。

「あのね」は、おもに妊娠婦および乳幼児とその保護者を対象に、妊娠期から子育て期にわたって総合的な相談や支援を行います。実際、初めての出産となる妊産婦等の不安を取り除くためにきめ細やかな支援を行いながら大きな安心感を提供することができます。

## 切れ目のない支援

3つのセンターの役割を簡単に書きましたが、ポイントはこれら3つのセンターが連携することで、子どもとその家庭に対して「切れ目のない支援」を提供できるようになるところです。

特に「あのね」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携は重要です。たとえば、「あのね」はふだんから広く妊娠婦のお手伝いをしているわけですが、その中で出産や育児への支援だけではなく、家庭全般への支援が必要な人に行き会うことになります。そのときには子どもがしばしばあります。そのときに子どもとその家庭全般への支援に主体的にかかわっていくのが「子ども家庭総合支援拠点」になります。

その他にも今回の体制づくりに並行して、スマイル内に不登校対応教室が新たに開設されます。あわせて、昨年の10月には障がい児の発達支援・放課後等デイ

## 子どもの権利を保障する

サービス事業所「ぱれっと」も開設されています。このように市は子どもたちへの幅広い相談および支援の仕組みを一つずつ整えていっています。



にかほ市長  
市川雄次

